

研究紀要

第20号

- 土器類の産地推定についての基礎的検討 大屋道則
- 方形周溝墓と土器Ⅲ 福田 聖
- 東国の古墳時代中期土器と韓半島系土器 坂野和信
- 官衙の門、居宅の門 田中広明
- 埋蔵文化財データベースの作成について 大屋道則 新屋雅明 橋本 勉
- 収蔵石製品の鈳物名の同定(1) 清水慎也 大屋道則

2005

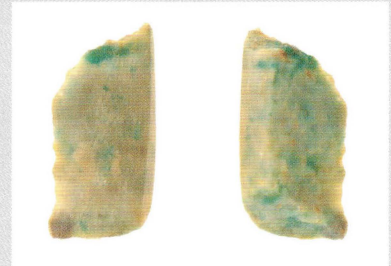
財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団



1-5-muscovite ×1.5



2-10-muscovite



3-16-quartz・muscovite



4-9-quartz・pyrophyllite



5-12-pyrophyllite ×1.5



8-15-pyrophyllite



6-27-pyrophyllite ×1.5



7-11-pyrophyllite ×1.5



9-25-talc



10-28-talc



15-21-talc



11-3-talc



12-4-talc



16-13-talc



13-1-talc



14-14-talc



17-2-talc



18-26-actinolite



19-23-antigorite



20-22-clinochlore



21-17-jadeite



27-8-jadeite



22-6-jadeite

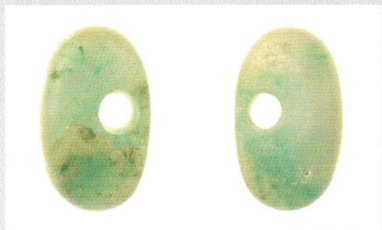
×1.5



23-19-jadeite



24-20-jadeite



25-18-jadeite



26-24-jadeite



28-7-jadeite

目 次

口絵

序

〔論文〕

土器類の産地推定についての基礎的検討

—理論的背景の整備と研究史的課題の明確化—

..... 大屋 道則 (1)

方形周溝墓と土器Ⅲ —概観 その2— 福田 聖 (57)

東国の古墳時代中期土器と韓半島系土器

—地域社会の形成と韓半島系土器群の系譜— 坂野 和信 (77)

官衙の門、居宅の門 田中 広明 (103)

埋蔵文化財データベースの作成について

—遺物属性とカラー画像についての大規模データベース作成の実務—

..... 大屋道則 新屋雅明 橋本 勉 (115)

収蔵石製品の鉍物名の同定 (1)

—平行ビーム法を利用したX線回折による非破壊での鉍物の同定—

..... 清水慎也 大屋道則 (131)

官衙の門、居宅の門

田中 広明

要旨 古代国家が、地方行政の要として、各地に郡家を造ると地方の豪族たちは、自らの居宅を官衙になぞらえて門を構えるようになる。また宅地を明確化させるため、柵・土塁・築地・溝などの工作物を作った。

本稿では、こうした官衙や居宅にみられる象徴的な可視的表象物としての門と区画施設について、群馬県・埼玉県の例を通じ、どのような経緯でこの遺構群が形成されたかを追求した。

その結果、条里型地割とかかわり8世紀中葉以降に登場した四至を限る区画施設と、地形やそのほかの編成原理によって成立した区画施設があり、ともに区画の象徴として門を構えていたことがわかった。ただし官衙は、四脚門や八脚門、居宅は棟門か四脚門という規範が存在した。

とくに郡家周辺から始まった広域的な条里型地割は、低地の集落を移動させながら完成していく中で、条里型地割に則って居宅や寺院等の区画施設を築き、私財化していく人々の姿を確認することができた。

はじめに

大和国の甘檮の岡に蘇我蝦夷と入鹿は、次のような家を設けたと『日本書紀』は語る。

「(前略) 曰_ニ宮門_一、入鹿家曰_ニ谷宮門_一、(中略) 家外作_ニ城柵_一。門傍作_ニ兵庫_一。毎_レ門置_ニ盛_レ水舟_一。木鈎數十_一以備_ニ火災_一。恒使_下力士持_レ兵守_上家。大臣使_下長直_一於_ニ大丹穂山_一造_ニ柵_一。更起_ニ家於_一畝傍山東_一穿_レ池為_レ城。起_ニ庫儲_レ箭。恒将_ニ五十兵士_一繞_レ身出入名_ニ健人_一曰_ニ東方僮從者_一。氏氏人等入侍_ニ其門_一名曰_ニ祖子孺者_一漢直等全侍_ニ二門_一。」(皇極天皇三年冬十一月条)

蘇我蝦夷は、自らの家を「宮門」、入鹿の家を「谷宮門」と呼び、大王家の宮と並ぶ権勢を誇示していたのである。

皇極天皇三年は、山背大兄王の暗殺事件を引き金として、緊張が急速に政権内に高まった時期である。そのため蝦夷・入鹿は、家の周りを城柵で囲み、門の傍らに武器庫を作り、門ごとに舟を置くなどの武装をしていた。また畝傍山の東に建てられた家は、

東に池を掘って城とし、武器庫には弓箭を備え、兵士五十人を待機させたのである。この記事は、臨戦時の特殊事情であるが、大豪族の蘇我氏が、どのような家に住んでいたかを物語る数少ない史料である。

ところで「宮門」は、「御門」と同様、のちに天皇を指すことばとなる。貴い人への敬称であり、貴い人の住む建物や居所も指し示す。「門」が、垣根や土塀、土塁などによって遮蔽された空間や空間内部の象徴として、特別な機能を備えていたからである。

前稿(田中 2002)で明らかにしたように門には、①令の規定にないが、格式の違いが存在すること、②門前が儀式空間として利用されたこと、③門は、閉ざされた空間(区画)と外界が交信する唯一の装置であること、そして④古代官衙の成立以降、居宅に門が登場したことなどの特徴がある。

本稿では、この事実を踏まえ、前稿以降の調査事例について検討を加え、私財としての宅の門について

て検討を加えることとしたい。

1 官衙と居宅

国府や郡家は、令制下の地方行政を司る拠点施設として、古代国家の成立とともに整備された。それは儀式や地方政治の中枢を担った政庁、正税や出挙利稲を蓄えた屋や倉、官人の給食のために設けられた厨家、官人の宿泊・居留施設である館などからなることが、史料上、あるいは考古学資料からも明らかにされている。

なかでも長屋を「コ」の字や「ロ」の字に配置した政庁や、総柱建物群の立ち並ぶ正倉群、大形の井戸や食器などが大量に出土する厨家は、集落遺跡と著しく異なるため区別が可能である。しかし館には、一定の規範が無く、居宅と区別がつきにくい。

ところで郡司は、郡内に居住した複数の有力者が、国家によって選ばれたため、彼らは、本貫に営んだ居宅、郡内各地に営んだ「宅」、さらに郡家に営まれた「館」に居住することとなる。この「宅」と「館」および居宅を遺構や遺物から区別することは、とても難しい。

たとえば「館」や「大領殿」など文字の書かれた土器や木簡、あるいはその遺跡の歴史的、地理的環境、遺構の配置等、様々な要因から絞り込むしかなく、この問題の決定打はない。

また国府や郡家は、国内・郡内に唯一の行政施設であったのではなく、下部の行政機構、いわゆる出先機関を国内・郡内の随所に配置していたことも山中敏史氏によって明らかにされている。さらにこれらの施設を官道や伝路などの交通路で結び、地方と都の情報を伝えるため駅家が置かれた。

出先機関、駅家、あるいは有力者の居宅に置かれた「郷家」などは、建設や設置に正税が投下されているか、官舎帳に記載されているかによって、官衙

か私宅かを史料上は、区別できるが、考古学資料上、柱間尺や庇の取り付き方、床貼の有無、建物配置などの属性を比較したところで、両者の区別は難しい。

そこで本稿では、地方官衙の総論には立ち入らず、個々の遺跡の性格を周辺遺跡等から論じ、格式による制限が設けられた都と異なり、空間を自由に左右できる地方で、どのような居宅の形態が存在したのかを明らかにすることを目的としたい。

2 条里地割と居宅の門

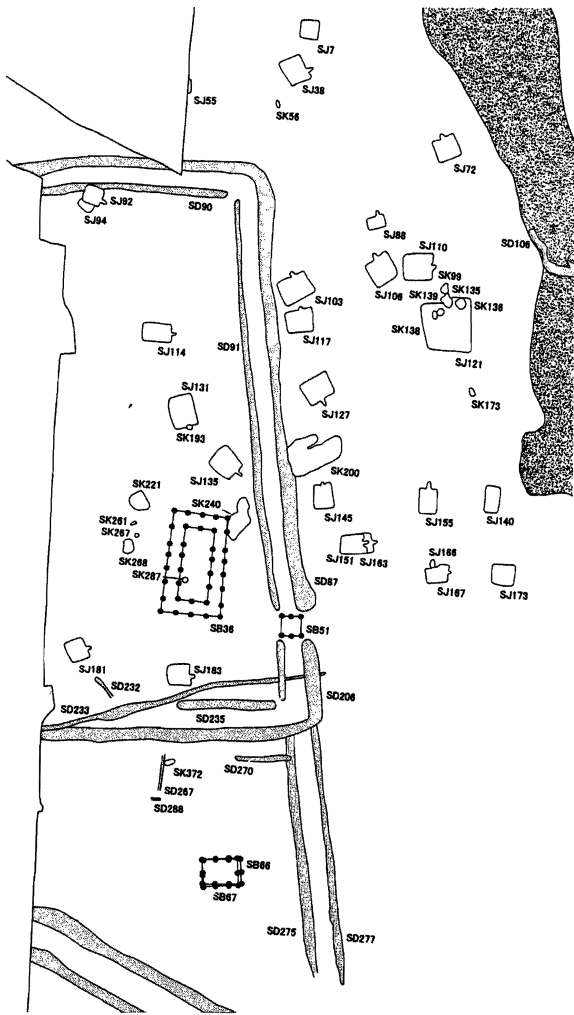
(1) 埼玉県熊谷市北島遺跡

中条条里の一角に成立した北島遺跡では、一辺90mの築地、または土塁で囲まれた方形の区画施設があり、東辺築地には、二ヶ所の門が取り付けられていた(第1図)。門は、東南角から四分の一に四脚門、四分の三に棟門が設けられた。両者とも掘立柱建物であったが、柱材が残るのは、四脚門だけであった。柱材は、棟持ち柱を除き残らなかった。

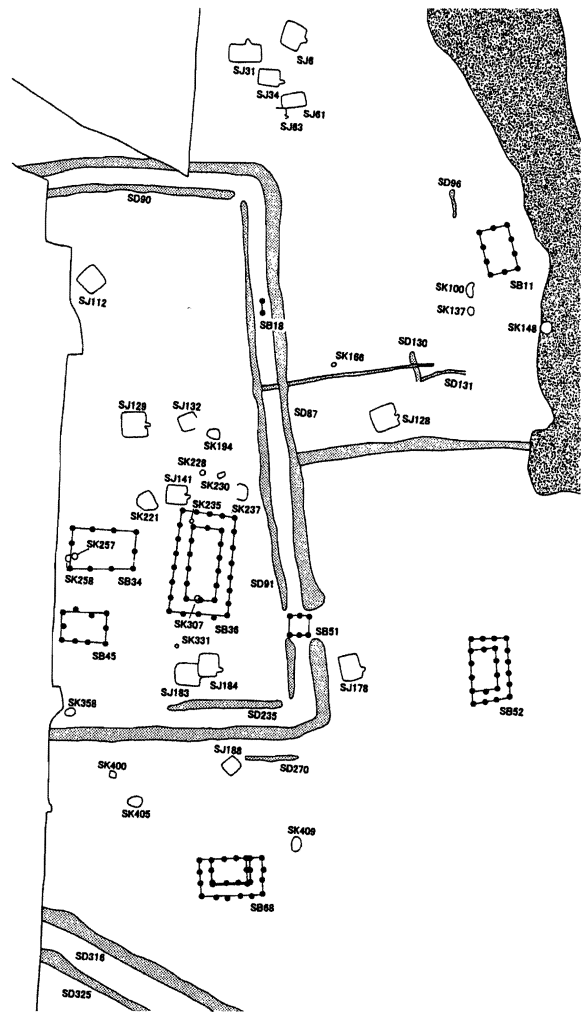
四脚門の区画溝は南と北で途切れたが、棟門では続いていた。棟門を用いるときは、区画溝に簡易な置き橋を設けた。なお、外側の区画溝は、四脚門の手前で大きく掘り込まれていた。門の左右に土砂を盛り上げたのかもしれない。

内溝は、幅0.7m×深さ0.3m、外溝は、幅2m×深さ0.8mのため、堤に盛り上げれば、1m近くの土手状となる。しかし築地や土塁として突き固めた痕跡はなかった。また柵列や土塀などの工作物の柱穴も見られない。おそらく土手の上に生垣や柴垣のような垣根が、めぐっていたと考えたい。

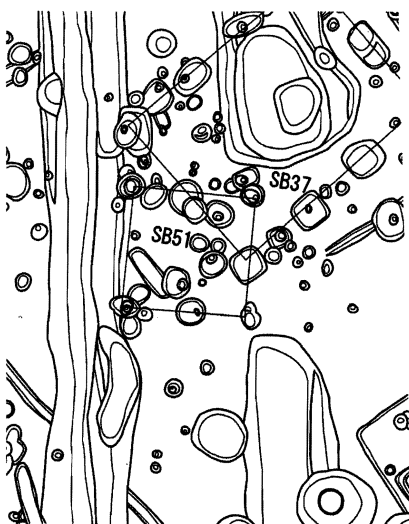
四脚門の柱のうち、棟持ち柱が貧弱なのは、この柱が、棟木を支えたのではなく、門の扉を受ける構造であったと考えたい。また、四角の柱が頑丈なのは、槽状の構造物を支える柱だったためかもしれない。ちなみに『粉河寺縁起絵巻』の「長者の屋敷」



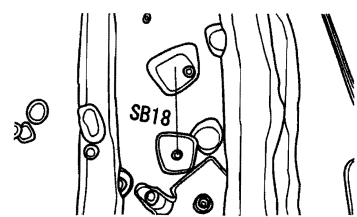
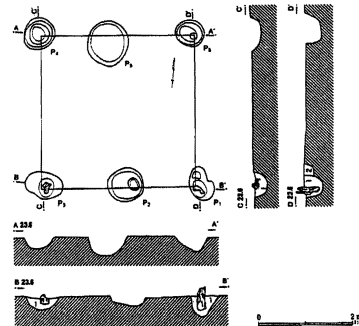
9世紀前半



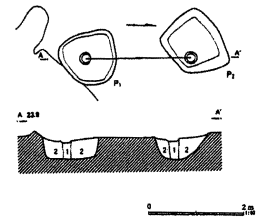
9世紀後半



第51号掘立柱建物跡



第18号掘立柱建物跡



第1図 熊谷市北島遺跡の区画施設と入門

には、四脚門の上に屋を建てた櫓門が描かれるが、このような門をイメージするのも一案であろう。

北島遺跡は、古墳時代後期に熊谷市中条古墳群とかわる集落として営まれ、7世紀後半以降、幡羅評（郡）内の拠点集落に成長し、9世紀前半に方形区画遺構が登場する。幡羅評の評家は、近年、熊谷市別府と深谷市東方の櫛引台地突端に確認され、政庁・正倉などの施設群が集約されていた。

そこで北島遺跡は、この幡羅郡の末端行政を担った評内の一拠点、あるいは評内に成長した有力者の居宅、または経営拠点と考えることができる。とくに宝亀2年（771）に武蔵国が、東山道から東海道に所管替えになるまで、駅路の東山道が、北島遺跡の至近を通っていた可能性が高く、こうした官道ともかわり成長した集落ともいえよう。

さらに習書木簡や木製品の「案」、扉の枳材である「蹴放し」、床板か壁板を転用した井戸枳などの出土から、文書にかかわる人物や床貼の大形建築物の存在を裏付ける。これらの木製品が出土したのは、2基の大形井戸であり、このような井戸が集落に存在することは、極めて稀なことであり、厨家的機能を担っていたからだとも考えたい。このような建物や人物像から北島遺跡には、郡司級の人物が居住していたと推定できる。

9世紀前半になると、この井戸を埋め立てて掘立柱建物が建てられた。9世紀前半から9世紀後半に続くこの建物群は、南北棟を主体に構成された。東辺南門の北妻は、五間四面の南北棟南妻、および東辺南門南妻と52号掘立柱建物の北妻は、同一基線上に設定された建物群である。

さらに11・51・66号掘立柱建物は、区画施設と一定の距離を離して規則的に配置された。とくに51・66号掘立柱建物は、方形区画を背にした三面庇建物であり、防御的な施設でもあった。建物群の規模・

構造・配置は、これまで各地で確認されている郡家の政庁や正倉などの諸施設とは全く異なり、また井戸を伴わないことから厨とも異なる。

さらに36号掘立柱建物を覆っていた黒色土から434点（破片数）の緑釉陶器が、比較的まとまって出土しており、奢侈的な消費を確認できる。

おそらく9世紀前半から後半にかけて、幡羅郡内に蟠踞した郡司層の一部が、周囲の動揺を背景に武装化した遺跡と考えたい。

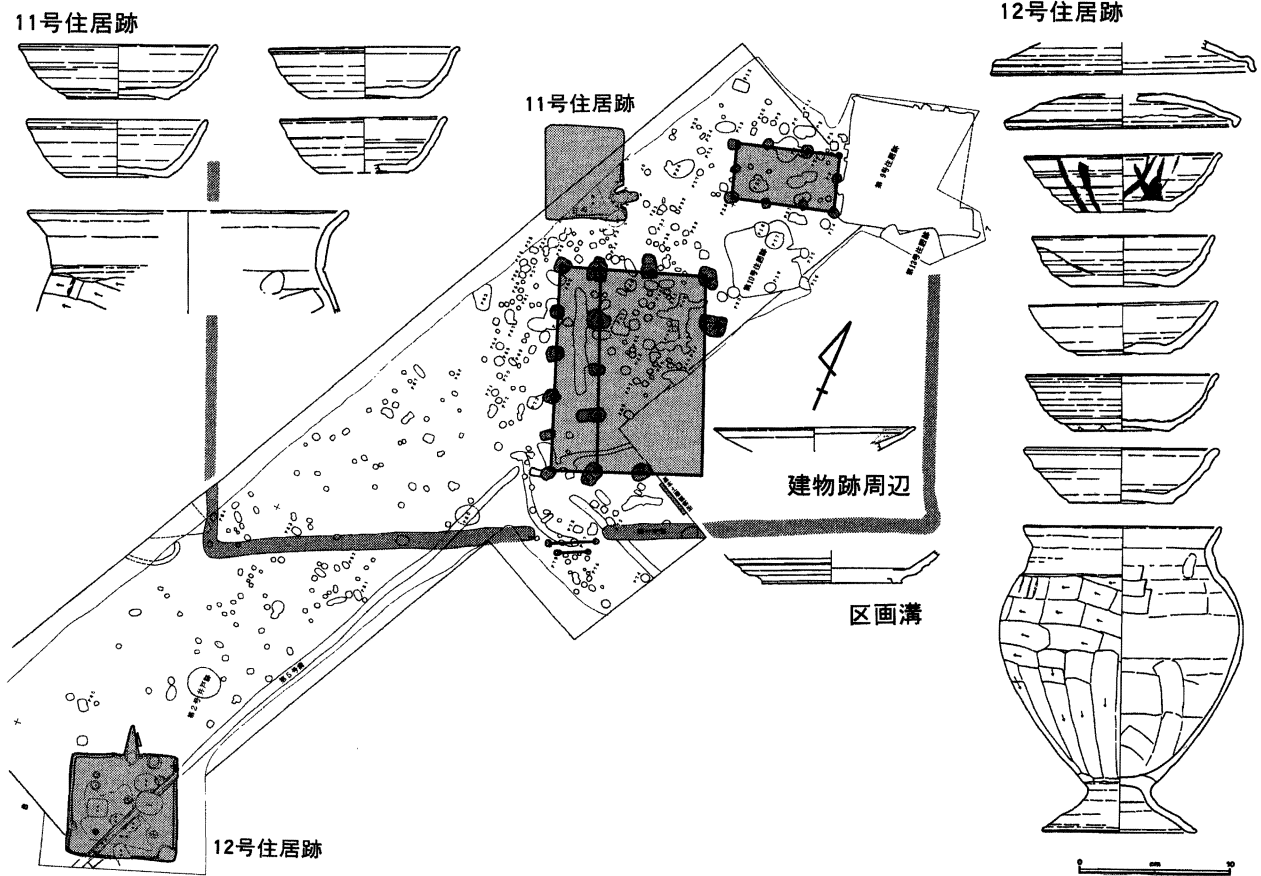
(2) 埼玉県さいたま市C-108遺跡

武蔵国足立郡殖田郷内のC-108遺跡では、「奈良時代から平安時代にかけての集落跡、中世期の館を囲むと推定される溝と井戸跡」（渡辺 1994）が報告された。注目すべきは、「中世期の館を囲むと推定される溝」である。結論から述べるとこの溝は、大形の掘立柱建物群とともに9世紀に形成された方形の区画遺構である。

それは①方形区画溝が、四間一面の大形掘立柱建物と柱通りが直行するか、平行すること、②区画溝の途切れた場所に門があること、③9世紀前半の堅穴住居跡の棟行と区画溝の方位が一致すること、④区画溝から出土した遺物は、中世の「平碗」ではなく、8世紀初頭に東海地方で生産された須恵器の高台付碗であることを根拠とする。

また報告書は、第1号掘立柱建物の柱穴から出土した土器を猿投窯跡群で生産された黒笹14号窯式の灰釉陶器とし、「掘立柱建物の時期はそれ（堅穴住居跡）よりも下って10世紀前半」と位置づけた。

しかし掲載された土器は、8世紀代に東海地方で生産された須恵器の瓶類、または甕の口縁部であり、唯一、ピット8から出土した折れ縁皿が、内面にハケヌリで釉薬を施した黒笹14号窯式の灰釉陶器である。なお、黒笹14号窯式は、近年の研究動向に従うと9世紀前半に収まる。



第2図 さいたま市C-108遺跡の区画施設と門

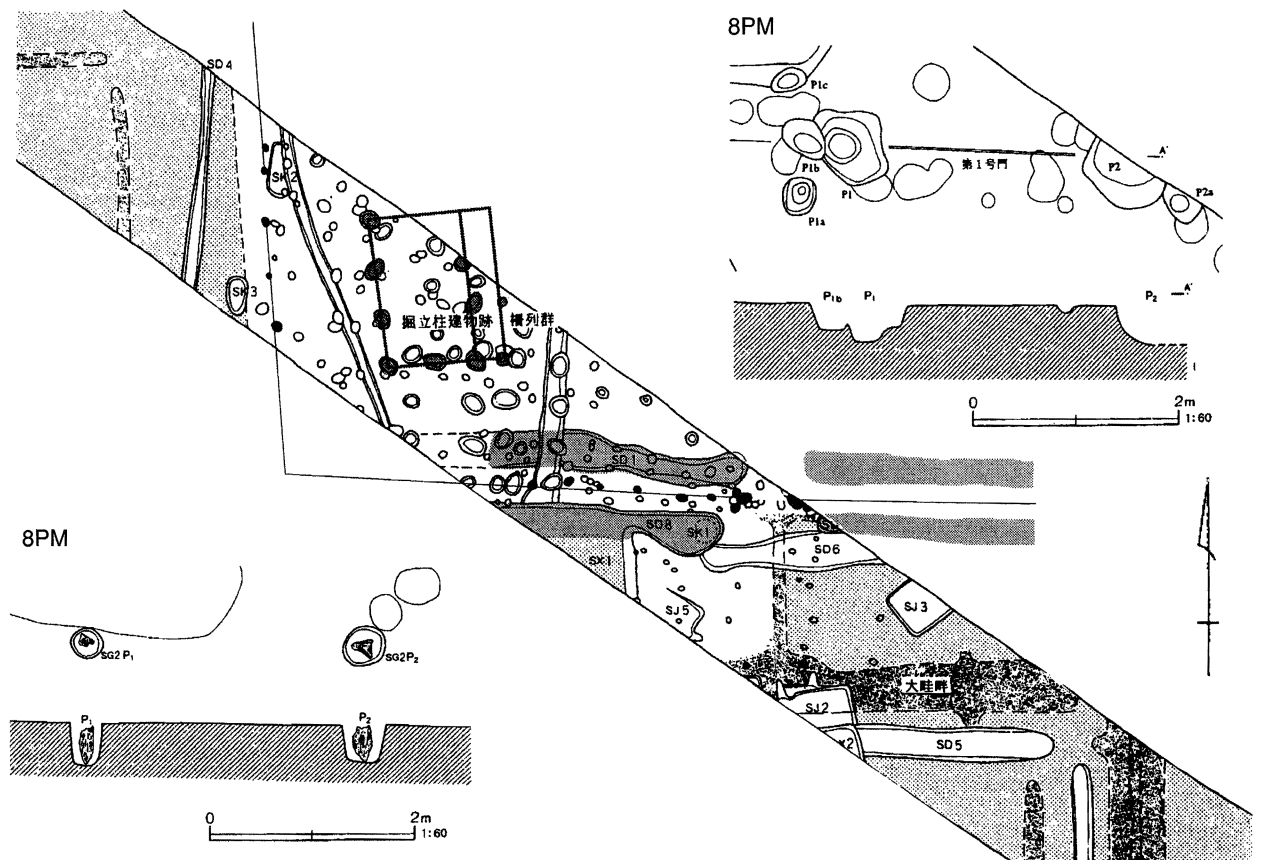
つまり竪穴住居と掘立柱建物群、区画溝が同時に存在する可能性が高いのである。また第1号掘立柱建物は、桁行き五間の庇が、四間の身舎に取り付くことから、身舎に庇を新たに取り付けた建物といえる。さらにこの建物の身舎西側柱列を延長した線上に門の東柱、また東側柱列を延長すると小規模な三間屋の西妻柱列と一致して、両者は、L字形に配置されることとなる。そのうえ区画溝の途切れた場所に数本の柱穴がある。棟門の柱穴と考えたい。ただし門の作り替えや副柱が存在した可能性は残しておきたい。

ところで『和名類聚抄』の足立郡「殖田(宇恵太)」郷は、「殖田谷本から浦和市(現さいたま市)大久保」にかけての地域とされる。同報告書では、足立郡郡家郷をさいたま市氷川神社周辺とし、殖田郷の

大久保領家廃寺や伝慈眼寺・伝林光寺などの古代寺院は、「隣の郡家郷、あるいは武蔵国一宮である氷川神社とのかかわり」の中で武蔵国府との交通を背景に展開したと考えられた。

しかし大久保領家廃寺以下の古代寺院やC-108号遺跡などの集落は、7世紀末から9世紀前半の集落や寺院であるのに対し、旧大宮市の氷川神社東遺跡他の集落は、9世紀後半から11世紀の遺跡である。

おそらく足立郡の建郡当初は、大久保領家廃寺やC-108号遺跡などが営まれた旧荒川と鴨川の合流地域に郡家が置かれたが、『和名類聚抄』の編纂段階になると、氷川神社周辺に郡家が移動したため、新たに郡家郷が形成され、大久保領家廃寺やC-108号遺跡の周辺は、同所の代表的な地名を採り、殖田郷とされたのであろう。



第3図 岡部町岡部条里遺跡と門

(3) 埼玉県岡部町岡部条里遺跡

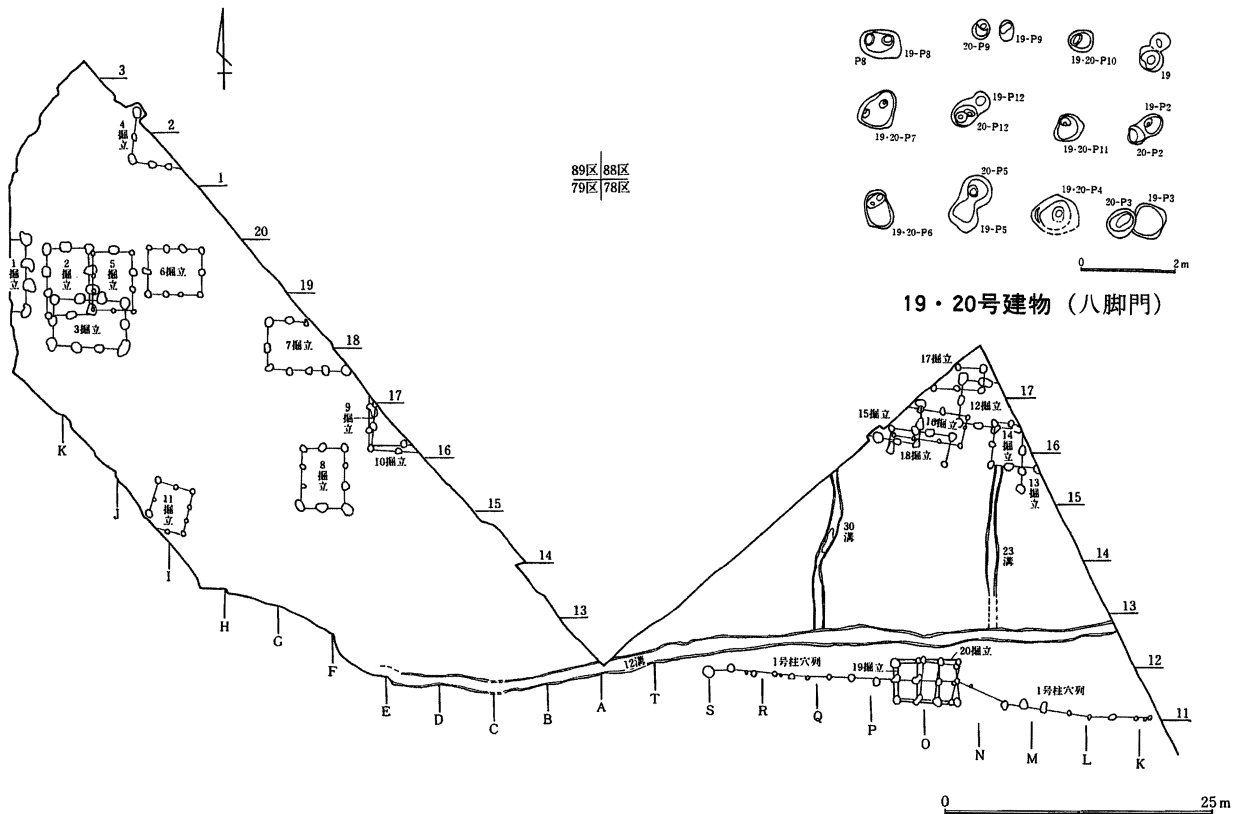
岡部条里遺跡B区では、中村倉司氏が、「島合居宅」(中村 1999)と名付けた遺構群が確認された。この「島合居宅」は、条里的地割に則り、区画溝、柵列、門などの遺構が、編成されていた。中村氏によると初源は、8世紀後半にあり、9世紀後半に終末を迎えるという。この区画の南西部には、重複した4棟の三間一面屋があり、重複や棟通から四期の変遷が考えられると言う。また柵列は東西6列、南北8列が復元された。

ただし調査区が狭いことから調査報告書では、時期別の遺構構成や変遷過程の復元は行なわれなかった。ちなみに掘立柱建物は、柱材の残存状況から掘立柱建物の前後関係を確認すると、柱穴に焼土を充填した第1号掘立柱建物、柱材の残らない第2号掘立柱建物、柱材の上位が削られた第3号掘立柱建物、

柱材が立ち腐れた第4号掘立柱建物が、1→2→3→4の順に変遷した。

また南門に取り付く柵列の前後には、第1・8・10号溝のように繭を連ねたいわゆる「繭溝」(区画溝)が存在することから、築地+柵列(第2号柵列)で構成された遮蔽装置と考えたい。さらにこの柵列と直行する第14号柵列には、西門が開いていた。

ところで「島合居宅」の想像復元図は、「違い門」から棟門へという変遷を示されている。しかし柵列の隙間に入る「違い門」は、いわゆる「囲繞埴輪」と共通するが、古代の居宅や官衙の館などには見られず、古墳時代のいわゆる豪族居館に見られる入り口構造である。また庇付き建物が「コ」の字に配置される朝堂院形式は、これまでの居宅にかかわる遺跡ではみられず、掘立柱建物群が、L字形の配置となり竪穴住居を伴う場合が多い。そのうえ第1号柵



第4図 高崎市大八木屋敷遺跡と門

列と第4号掘立柱建物が近接し、屋根が重複する可能性もある。

そこである一時期、第3図のような建物配置を考えた。なお、岡部条里遺跡B区では、8世紀後半に竪穴住居跡の集落が存在し、その後9世紀前半に第1号掘立柱建物の営まれたと考えたい。そして終末は、黒笹90号窯式の灰釉陶器が消費された、9世紀後半代としておきたい。

いずれにせよ第3図の建物群が、柵列や区画溝を変えながら9世紀末まで、この条里型地割内に存在し続けた歴史的な意義を考える必要がある。つまり竪穴住居で構成された集落が、条里型地割に基づく耕地化のなかで、区画溝や柵列・門などによって四至を限り、「宅」地として摂取したことである。

かつて戸田芳実氏が、公私共利の地や荒廃田を私有地化していく経緯のひとつとした事例とも合致し、天平15年(743)の墾田永年私財法以降、条里

地割内に積極的に進出した有力農民の「宅」をめぐる開発として評価できよう。明確な区画施設と遮蔽装置である門が、この「宅」地を規定する上で重視されながらも門が、格式の低い棟門である点は、方形区画の面積、四分の一町という規模と深くかかわる。さらに緑釉陶器や灰釉陶器の瓶類の出土が少ないことも格の低さを裏打ちしている。

以上から岡部条里遺跡B区は、9世紀前半に広域的な条里的地割の施行に伴って成長した有力農民の「宅」と考えたい。しかしこの「宅」も10世紀に入る遺物が見られず、急速に衰退したと考えたい。

(4) 群馬県高崎市大八木屋敷遺跡

大八木屋敷遺跡は、『上野国交替実録帳』に登場する上野国群馬郡八木院と、高島英之氏によって報告された。八脚門と付帯する柵列が発見されたが、区画内部は、9世紀中葉以降の竪穴住居群で破壊され、明確な遺構が確認されていない。報告によると

大八木屋敷遺跡は、8世紀初頭から後半の遺構を埋め戻して整地し、8世紀後半から9世紀前半に掘立柱建物群と数棟の竪穴住居から構成された遺構群が編成され、これに八脚門と柵列が付帯するという。

八脚門は、ほぼ同位置に一回建て替えられ、左右には、柵列（報告では塀列）が取り付く。また門の北側柵列に沿って区画溝が走り、そこから18m離れて掘立柱建物群と竪穴住居群が展開する。門と柵列の廃絶後も11世紀まで地割は続き、集落（竪穴住居群）が、地割を越えることはなかった。

ところで大八木屋敷遺跡は、群馬郡八木院とのかかわりで問題点も少なくない。高島氏も指摘したように①八木院は郷倉だが、総柱建物（倉）が無いこと、②八脚門という格の高い門であること、③門を入った中に区画溝が存在すること、④遺跡の広がりを一辺約140mの方形に復元されたことなどである。

①については、高島氏は、郷倉に「屋」や「雑舎」が見られることから倉は、総柱建物にこだわらないとした。ただし②とかかわり、郡家の正倉院は、棟門あるいは冠木門であることから、区画内の側柱建物群を「屋」や「雑舎」群とすることは難しい。

また③八脚門内側の区画溝には、明確な橋脚遺構が無く、対となる外側の溝もない。またこの区画溝の西側への延長上で柵列と交差すること、東側の柵列と区画溝が大きく離れること、区画の存続が3世紀近く続いたことなどから、柵列・門と区画溝は、別の区画とも考えられる。

④郡家の出先機関としての郷倉が、方約140mという規模は大き過ぎる。門が区画の中央とは限らないが、柵列が、門の左右の一部にしか存在しない点は、他の部分が垣根であったかもしれない。8世紀から9世紀という存続期間を考慮し、また東山道国府ルートも近いことから館院なども候補に加えておく必要がある。

(5) 群馬県玉村町一万田遺跡

玉村町一万田遺跡は、東山道のいわゆる牛堀・矢ノ原ルートから南に250mほど離れて営まれた。7世紀後半から10世紀前半の遺跡である。とくに8世紀前半以降、柵列や区画溝、門などによって四分の一町以上が、条里型地割に準拠して区画された。1号柵列、2A・B柵列、7号溝は、大畦畔と水路、つまり地割の界線と等しく、条里型地割の成立を前提に編成されており、岡部町岡部条里遺跡と共通する。

報告に則って、遺構群の形成過程を復元すると、まず7世紀後半に竪穴住居跡4軒と方位の異なる柵列からなる先行集落が形成され（Ⅰ期）、この集落を移転して条里坪界線上に南北の柵列、及び小規模な建物群が建てられた（Ⅱ期）。9世紀中頃（Ⅳ期）になると柵列は、大形の区画溝をともない、10世紀前半まで継承される。

おそらく7号溝の西は、耕地化されたと解釈したい。またⅣ期には、2A柵列が、坪界線の南から四分の一町で東に折れ、途中に四脚門を立てた区画となる。東側には、区画溝と柵列が並走する。さらにⅤ期になると、門の近くに上屋付きの井戸と建物が隣接して建てられ、灰釉陶器も比較的豊富に消費された。

ところで一万田遺跡は、報告によると論者（中島・笠原・高島・木津）によって多少イメージが異なるが、「地方下級官衙の館か厨院、あるいは地方首長の居宅」や寺院の可能性が指摘された。なかでも遺跡の北250mに東山道のいわゆる牛堀・矢ノ原ルートが通ることから、この駅路とともに成長した集落が、駅路の路線変更後も残された路線を踏襲して経済活動を行い、周辺の庄園化とともに急速に成長したと結論付けられた。

しかし駅路の成立期に一万田遺跡も登場している

が、駅路に付帯した駅館の遺跡ではない。それは、①東山道の牛堀・矢ノ原ルートから250mも離れていること、②成立期の建物群・区画施設の棟位方向が大きく異なること。③門が駅路の南に設置されていることなどである。

とくに門については、南に開口する四脚門で左右には、強固な柵列が続く構造である。築地や土塁は巡らず、外周を巡る区画溝も存在しない。ただし区画溝の内側に平行して区画溝が巡る。柵列や板塀の雨落ち溝ではなく、明確な区画溝であることから少なくとも門の場所では、渡り板を置いて通路としていた可能性が高い。なお、この区画溝が、10世紀前半まで存続しており、門と柵列は同時に造作されたとは限らない。

さらに10世紀前半以降、石組み遺構（基壇建物）や井戸、堅穴住居などが構築され、また瓦も出土したことから、仏堂を伴う集落へ変わったかもしれない。

ところで四脚門が、条里坪界線上の西辺や東山道の牛堀・矢ノ原ルートに面した北辺に開かず、南門であった点は、都城の四行八門の制と共通し興味深い。すなわち官衙を含め、居宅は、大路に面して大門を開くことは許されておらず、門は必ず大路から入った小路に面して開かれていた。一万田遺跡でも西側または東側は、条里坪境の大畦畔を大路として、そこから小路を通り、南門へ入ったのであろう。

報告書でもこの区画内には、目立った建物群がみられないことが指摘された。ましてや郡家の政庁や正倉、駅家などの建物群は確認できない。さしあたって厨や館院などの郡家の施設や有力首長の居宅等を考えておくのは、穏当な意見である。しかし条里型地割の施行を契機として、一定の区画を柵列で囲んでいくのは、宅地の四至を傍示する手法と合致している。

このような拠点施設をてことして、周囲の未墾地や集落を摂取していく一万田遺跡は、初期庄園的な遺跡として理解することができよう。ことに9世紀中葉以降、柵列が強化され、四脚門を備えるのは、「宅」が、地域の動揺を背景に武装化または荘厳化した実態である。灰釉陶器を豊富に消費する点もこの宅の経済的な上昇を伺わせる資料と言えよう。

しかし一万田遺跡は、9世紀末から10世紀の比較的早い段階、急速に凋落したのである。

まとめ 条里地割と宅

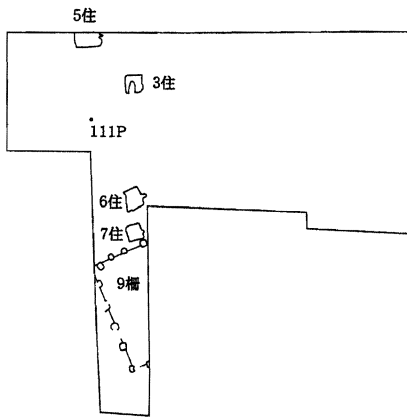
地方官衙の整備とともに儀式空間の開閉装置として門が登場して以降、地方豪族の居宅には、門が建てられ始める。しかも格式を重んじる郡家や駅家のような派遣官僚が滞在した建物では、八脚門や十二脚門などが採用された。その一方で地方豪族の居宅は、棟門か四脚門に過ぎなかった（田中 2002）。本稿は、近年の調査事例に基づき、前稿を追補した形となった。

また同事例から門を伴う方形区画は、次の二つに分類できる。すなわち条里型地割内に編成された遺構群と、条里地割と無縁な遺構群である。

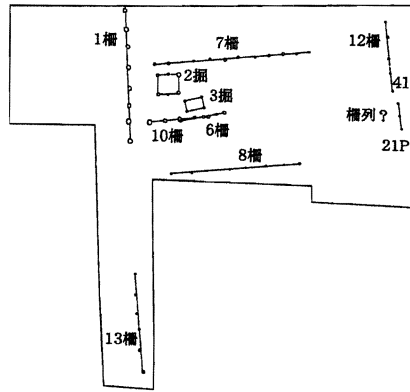
後者は、柵列や区画溝によって括られた遺構群（院）が、院ごとの編成原理（棟位方向）によって設置され、個別に独立して道路や河川などの基本方位に従って編成された遺跡である。郡家や駅家などの官衙、丘陵上に営まれた居宅などがこれにあたる。具体的には、埼玉県川本町百済木遺跡やさいたま市C108遺跡などである。

居宅にかかわる遺跡の場合、丘陵（台地）内の平坦部に方形の区画を設定し、区画間は小路で連絡していたはずであり、周辺には園地・畠地などを想定しておくべきである。公私共利の地である山川藪沢が、宅の進出を契機として、あるいは畠地などの開

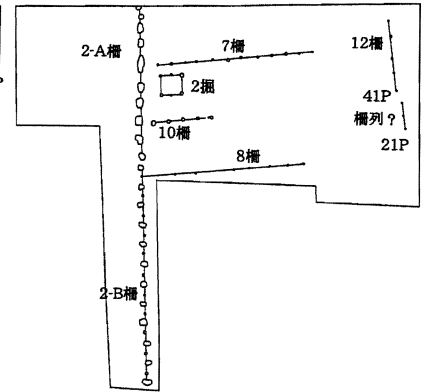
I期(7世紀後半～8世紀初頭)



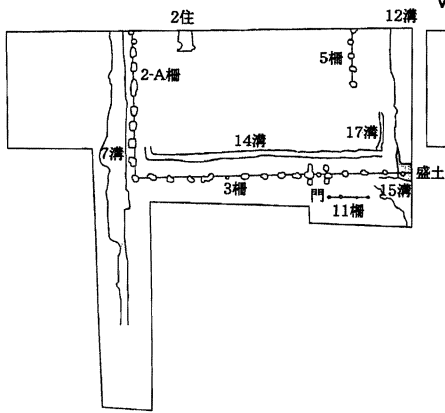
II期(8世紀前～中頃)



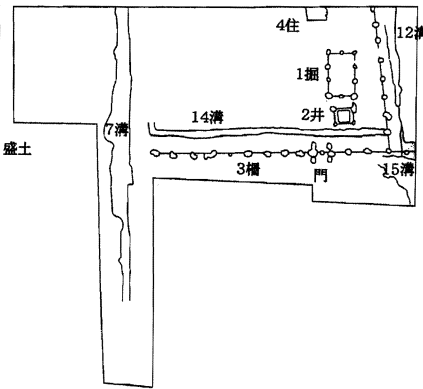
III期(8世紀後半～9世紀前半)



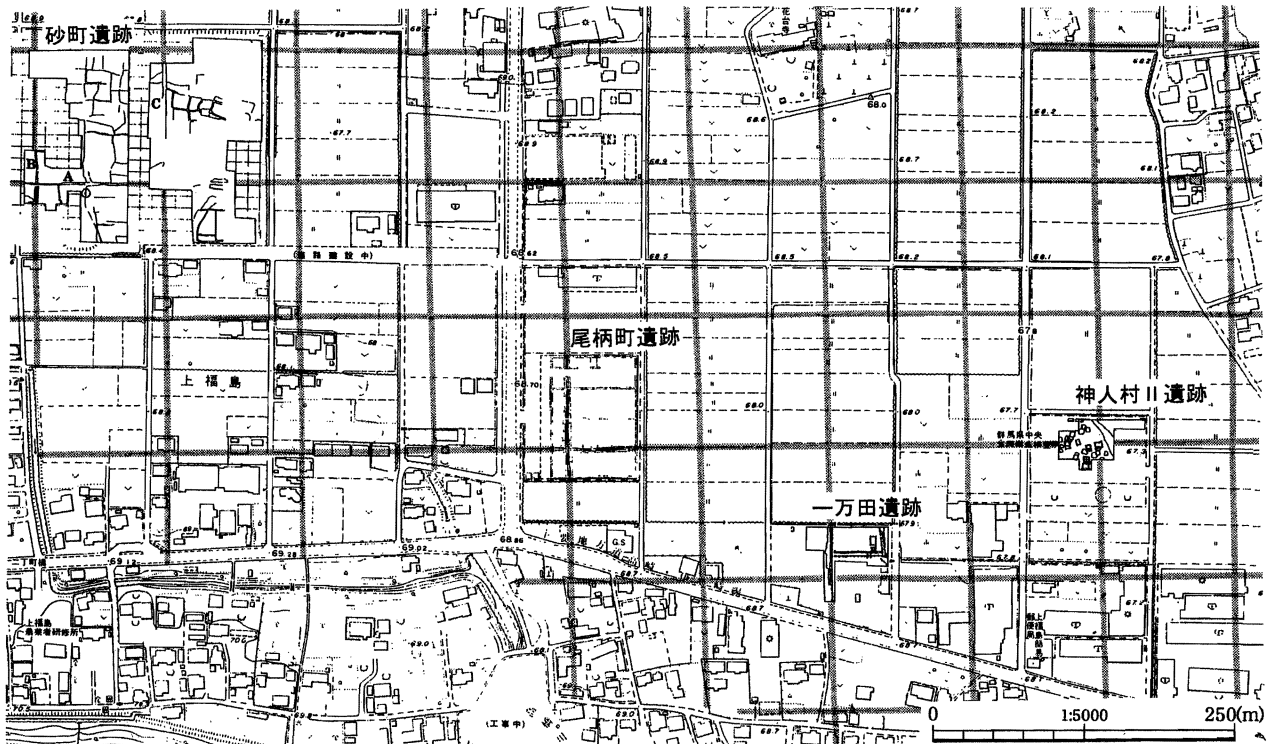
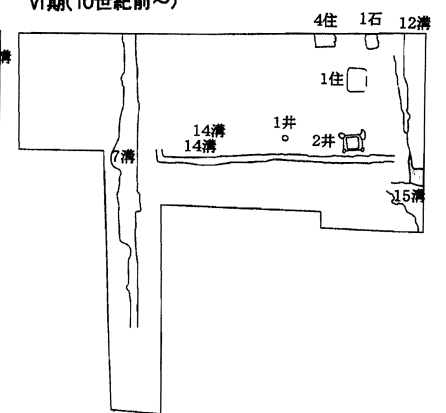
IV期(9世紀中～後葉)



V期(9世紀末葉)



VI期(10世紀前～)



第5図 玉村町一万田遺跡と門、周辺条里地割

墾を契機として私財化されていったと考えたい。

なお、この方向性と共通するのが、八世紀中葉以降、丘陵地へ積極的に進出した小規模な寺院であるが、ここでは居宅に絞り論を進めることとする。

一方、条里型地割内に編成された区画遺構は、次のように考えたい。区画内の建物群や門などの編成は、当然、条里地割に規制され、坪内を分割する形で行われた。ただし岡部条里遺跡や一万田遺跡でみられたように、区画内に建物群が確認できて他の園地や畠地など、付帯した施設を確認することはできない。それは発掘調査の技術的な限界もあろうが、区画の隣接地や周辺に園地や畠地の存在を否定することではない。

たとえば天平20年（748）に伊賀国阿拝郡柘殖里の小治田藤麻呂が、東大寺に売却した「家壺区」（『寧楽遺文』伊賀国柘殖郷等田券 天平20年11月19日 小治田藤麻呂解）は、戸田芳実氏が明らかにしたように「地式町」「墾田柴町壺段」「屋捌宇」「板倉柴間」の敷地・墾田・屋・倉から構成された一つの農場であった。仮に地二町が、経営の拠点が作られた敷地（区画）とすると、これに墾田の柴町壺段が付帯していたこととなる。

また近江国坂田郡大原郷戸主秦浄継の戸口秦有五倍が、売却した物件（『平安遺文』4421号）は、「畠地式段 四至（東限中垣 南秦持古 家際 北限溝 西限酒人広日佐垣）」あるいは「外畠壺段 四至 東限秦持古 家 西限垣 北限垣 南限大道」のように四至を表示されている。「畠地」や「外畠」は、条里地帯の近江国坂田郡大原郷であるから、垣や

溝・道などの直線的な目標で四至が限られていたと考えるべきである。

このことを踏まえると、岡部条里遺跡や一万田遺跡などは、条里水田の大畦畔や水路、あるいは垣などによって、「家一区」が設定されていたと考えるべきである。確認された区画溝や柵列などの区画は、一つの農場、経営体の一部であり、区画内の建物群が、配置や規模・構造、出土遺物などから性格を推定できて、区画外の広がりをとらえることはできない。

ましてや条里地割の構成原理に則って編成された新しい墾田が、私水によって開かれたか、公水によるのかは、判断することはできない。しかし条里地帯に宅を立てて、周辺を私有地化する動きと、岡部条里遺跡や一万田遺跡などで区画施設が整備される時期が一致していることは、注目すべき事実である。

ちなみに岡部条里遺跡や一万田遺跡のような遺跡も、前述の百済木遺跡など条里型地割とかわらない遺跡も「宅」または「家」という用語で呼称すべきである。官人の宿泊施設である「館」や起居や生活の中心という印象の強い「居宅」ということばは、さけるべきかもしれない。

また条里地帯の「宅」が、9世紀後葉以降に急速な成長をみるが、「宅」と地域の経済活動については、稿を改めて述べることにしたい。

なお、本研究に当たっては、(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団平成15年度研究助成（A）を受けた。本稿は、その成果の一部である。

参考文献

- 高島英之 1996 『大八木屋敷遺跡』(財群馬県埋蔵文化財調査事業団)
- 田中広明 2002 『地方の豪族と古代の官人』 柏書房
- 戸田芳実 1967 『日本領主制成立史の研究』 岩波書店
- 中島直樹・笠原仁史他 2003 『一万田遺跡』 玉村町教育委員会
- 中村倉司 1999 『岡部条里／戸森前』(財埼玉県埋蔵文化財調査事業団)
- 藤波啓容他 2000 『志村坂上L地点発掘調査報告書』 アルケリサーチ
- 渡辺正人 1994 「第V章第2節 C-108号遺跡」『市内遺跡発掘調査報告』大宮市教育委員会

研究紀要 第20号

2005

平成17年7月22日 印刷

平成17年7月29日 発行

発行 財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-0108 大里郡大里町船木台4-4-1

電話 0493-39-3955

<http://www.saimaibun.or.jp>

印刷 株式会社太陽美術